

飲食店ではないから関係ないと思っ
ていませんか？

消費税軽減税率セミナー

軽減税率とは、2019年10月1日から実施される消費税率改正において、標準税率が一部例外的に8%に据え置かれます。
したがって、10%と8%とで分けて商品管理や経理処理が必要となります。

軽減税率対象となる売上が無くても仕入（経費）があれば対応が必要となるため、すべての事業者の方に関係があります。



セミナー内容

- Q. 軽減税率制度とは？
- Q. 軽減税率対象になるもの、ならないもの
- Q. 経過措置が適用される取引とは？
- Q. 日々の業務で必要となることとは？
- Q. 適格請求書等保存方式とは？

日時：2019年4月10日（水）14:00～15:00

場所：アスモア税理士法人
福岡市中央区天神1丁目1-1
アクロス福岡10階（西棟）

料金：無料

講師：アスモア税理士法人 代表税理士 赤木保之

※セミナーの後には個別相談も予定しております。お知り合いの方もお誘い頂き、是非ご参加ください！

.....FAX.....

参加申込書			
お名前		業種	
会社名		紹介者	
連絡先(電話)		Eメール	

FAX 又はお電話でお申し込み下さい。担当 森野 まで。

TEL 092-726-2350
(平日9:00～17:30)
FAX 092-726-2352



明日ももっとより良い業務を提供する
アスモア 税理士法人
〒810-0001
福岡市中央区天神1丁目1番1号
アクロス福岡 10階